

【関東信越厚生局長への届出事項】

■ 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・機能強化加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・障害者施設等入院基本料
- ・診療録管理体制加算3
- ・特殊疾患入院施設管理加算
- ・医療安全対策加算2 医療安全対策地域連携加算2
- ・感染対策向上加算3 連携強化加算 サーベイランス強化加算
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・データ提出加算1 □
- ・入退院支援加算1
- ・認知症ケア加算2
- ・協力対象施設入所者入院加算
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料1
- ・地域包括ケア病棟入院料1

■ 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・別添1の「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) 初期加算
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ) 初期加算
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) 初期加算
- ・摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料